

令和6年度 就学・転学相談のご案内

北区教育委員会では、子どもたちの障害の状態や発達状況等に応じて、適切な教育を受けられるように就学・転学の相談を行っています。

お子さんの発達の特性や状況を把握し、学校生活を送る上で必要な支援や、お子さんの力を最大限伸ばすことができる就学・転学先（通常の学級、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、都立特別支援学校等）について保護者の方と一緒に考えていきます。

1 知的障害特別支援学級

対象となる幼児・児童・生徒

次に掲げるすべてに該当する生徒

- 知的発達の遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。
- 北区在住であること。

お申込み後、就学・転学に関する相談がはじまります

現在、通常の学級に在籍している児童・生徒は、**在籍校において相談の後**、電話にてお申し込みください。他校の知的障害特別支援学級に在籍していて、学区域の関係で転校を希望される場合も、在籍校において相談の後、電話にてお申し込みください。

申し込み期限 就学相談（令和7年4月小学校・義務教育学校（前期課程）入学の幼児対象）：令和6年11月29日（金）まで
※新小1電子受付令和6年11月8日（金）まで
転学相談（現在、区立小・中・義務教育学校在籍者対象）：令和6年12月27日（金）まで

相談の流れ

電話または電子にて相談申込み ※新小1のみ電子受付 ⇒ 受理面接・発達検査 ⇒ 小集団活動
⇒ 在籍校（園）における行動観察
⇒ 授業見学・体験（※裏面の「自閉症・情緒障害特別支援学級」については授業見学・体験の予定なし。）
⇒ 就学支援委員会の判断 ⇒ 保護者への連絡・最終意向確認 ⇒ 就学・転学通知の送付

北区立小・中学校 知的障害特別支援学級設置校

	小学校	所在地
1	王子第一小学校	王子 5-14-18
2	王子第三小学校	上十条 5-2-3
3	豊川小学校	豊島 3-10-23
4	赤羽小学校	赤羽 1-24-6
5	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
6	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23
7	浮間小学校	浮間 3-4-27
8	滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10
9	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4
10	滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12

	中学校	所在地
1	明桜中学校	王子 6-3-23
2	堀船中学校	堀船 2-23-20 ※
3	稲付中学校	赤羽西 6-1-4
4	赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
5	浮間中学校	浮間 4-29-32
6	滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8
7	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12

※改築のため旧桜田小学校（王子 5-2-8）へ仮移転

指定校・通学方法

〔指定校〕 住所地から直線距離で一番近い知的障害特別支援学級が設置されている学校
〔通学方法〕 徒歩及び公共交通機関を利用（自転車による通学は不可）



令和6年5月

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

対象となる幼児・児童・生徒

次に掲げる基準のすべてに該当する幼児・児童

- (1) 知的発達の遅れがなく、以下の①または②に該当するものであること。
 - ① 自閉症又はそれに類する障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものであること。
 - ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものであること。
- (2) 北区立小・中学校に在籍していること。
* 令和7年度に小学校入学の幼児については、北区に在住していること。
- (3) 原則、北区立学校の特別支援教室における巡回指導を受けてきており、巡回指導では課題の改善が困難であること。
- (4) 在籍校に継続して登校していること。また、当該学年の学習内容を習得していること。
* 令和7年度に小学校入学の幼児については、(3)、(4)の基準は除く。

ア 学習障害、注意欠陥多動性障害は、特別支援教室における指導の対象です。（「東京都発達障害教育推進計画」）

イ 自閉症があり、多動と見なされる行動が見られる場合も、アと同様に特別支援教室での指導対象となります。

北区立小・中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級設置校

小学校 : 北区立王子小学校

中学校 : 北区立王子桜中学校

義務教育学校 : 都の北学園（前期課程）

義務教育学校 : 都の北学園（後期課程）

* 令和6年4月開設、都の北学園は前期課程（小学校）の全学年と後期課程（中学校）は7年生・8年生が入級対象です。

通学区域・学習指導等

〔通学区域〕 住民登録のあるお住まいの地域により指定校が決まります

〔送迎〕 **小学校は、通学時の安全性等を考慮し、全学年保護者等の送迎が必要です。**

（小・中学校ともに自転車による通学は不可）指定校が王子小学校と都の北学園（前期課程）の児童についても、原則保護者等の送迎が必要です。

〔1学級の人数〕 一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編制（1学級8人）されています。（北区立の自閉症・情緒障害特別支援学級は、小・中・義務教育学校いずれも2学級）

〔学習指導〕 通常の学級と同じ教科指導に加えて、「自立活動」を指導します。（自立活動：障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立して社会参加する資質を養うための指導の領域）

お申込み後、相談がはじまります（相談の流れは表面参照）

・令和7年度に小学校・義務教育学校（前期課程）入学をする幼児については、直接、電話にて就学相談をお申し込みください。

・令和7年度に自閉症・情緒障害特別支援学級への転学を希望される場合は、**在籍校において相談の後、電話にてお申し込みください。**

※ 自閉症・情緒障害特別支援学級への就学・転学相談手続きでは、「**医師診察記録（所定様式）**」が必要となります。

※ **年度途中の自閉症・情緒障害特別支援学級への転学はできません。**

相談申し込み期間：令和6年7月1日（月）～令和6年9月10日（火）

知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級
相談申し込み・問い合わせ先 ※ 北区ホームページもご確認ください。



北区教育委員会教育総合相談センター 就学相談担当

電話：03（3908）1237 平日 午前8時30分～午後5時30分まで

住所：北区滝野川 2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 2階 7番窓口